

指定管理者制度の導入について

平成 1 6 年 8 月

(平成17年6月9日一部改正)

北 海 道

指定管理者制度の導入について

I はじめに

- この、「指定管理者制度の導入について」は、平成15年9月、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）が施行され、地方公共団体が設置する公の施設の管理に指定管理者制度が導入されたことから、その効果的な運用に向けて、道としての基本的な考え方を定めるものです。

II 指定管理者制度とは

<制度の目的>

- 指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的としています。

<制度の概要>

- 指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体（その対象には民間事業者を含む。以下「指定管理者」という。）に、公の施設の管理（施設の使用許可を含む。）を行わせるものです。

— 指定管理者が行えない業務 —
使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用の許可等法令等により地方公共団体の長のみが行うことができるとされている権限については、指定管理者に行わせることはできません。

- ただし、個別の法律（学校教育法等）で管理主体が限定される施設については、制度の対象外となっています。
- 公の施設の管理における利用料金制度及び承認料金制度については、指定管理者制度においても引き続き採用することが可能です。

- 指定管理者制度の実施に当たっては、指定の手続、管理の基準、業務の範囲に関する条例の規定及び指定に関する議会の議決が必要となります。

管理の基準

公の施設の休館日、開館時間等の基本的条件のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取り扱いなど、適正な管理の観点から必要不可欠な業務運営の基本的事項をいいます。

業務の範囲

公の施設の使用許可の扱いや維持管理の範囲など、指定管理者が行う業務を具体的に定めたものをいいます。

- 改正法の施行の際、現に公共団体等に管理を委託している公の施設については、改正法の**施行後3年以内**に指定管理者制度に移行しなければなりません。

Ⅲ 制度の導入に当たっての基本的な考え方

1 対象となる施設の管理運営方法等を見直します。

〈見直しの視点〉

- 利用者の視点に立ったサービス内容の見直しなどにより、**施設の効用を最大限に発揮**すること。
- 民間ノウハウの活用により、管理費などの算定方法の見直しを行い**より効率的な管理運営を実現**すること。
- 道との役割分担の明確化などにより、**現在の管理受託団体の自立化を促進**すること。

2 制度の趣旨を踏まえた統一的な仕組みを定めます。

〈主な仕組み〉

- 能力ある事業者の幅広い参入の機会を確保するため

⇒ 指定管理者の募集は原則、公募とします。

ただし、国又は地方公共団体に管理を行わせることが適当であると判断される場合、又は、施設を整備したPFI事業者に管理を行わせようとする場合は、除きます。

- 最適な指定管理者を選定するため

⇒ 外部意見を反映し、総合的な評価に基づいて指定管理者を選定します。

外部意見の反映

専門的な知識を有する外部の有識者などを交えた指定管理者選定委員会（仮称）の設置などにより、申請者の資格要件や選定基準の設定、また、指定管理者の選定などにおいて、外部意見を的確に反映します。

総合的な評価

公の施設において、良質なサービスを効率的・効果的かつ安定的に提供するため、指定管理者の選定に当たっては、管理運営コストだけではなく、サービス提供のノウハウや物的・人的能力の状況などを事業計画書等を基に総合的に検討・判断して、選定します。

- サービスの継続性と安定性を確保しながら、計画的な管理運営を実現するため

⇒ 中期（4年程度）を基本とする指定期間を設定します。

指定期間の考え方

指定期間については、従前の委託契約のように単年度ではなく、サービスの継続性の確保、指定管理者のリスク軽減、長期固定化による弊害の排除、使用料金の見直し周期（4年）に連動した計画的な管理運営などを総合的に判断し、中期（4年程度）とすることを基本とします。

3 手続き条例及び施設の設置条例を整備します。

- 指定管理者の指定に係る統一的な取り扱いなどを規定した手続き条例を制定します。
- 指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲などについて施設ごとの設置条例を改正します。

IV 指定手続きの流れ

1 公 募

- 指定管理者の候補者の公募は、募集期間を定め、予め施設に関する情報(施設概要、委託費、指定期間等)、指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲、申請者の資格や選定基準等を提示して実施します。
- 公募の実施は、道のホームページや広報等への掲載及び本庁・支庁庁舎において告知します。

2 申 請

- 申請者は、法人その他の団体であって、かつ施設の目的や実態などに応じて定められた資格要件を満たす者としてします。
- 申請者には、①資格要件を満たすことを証する書類、②施設の管理運営についての事業計画書、③事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有することを証する書類等を道に提出していただきます。

3 選 定

- 指定管理者の選定は、公募のあった者の中から、学識経験者等の意見を踏まえ条例で定める選定基準等に照らして最も適切な管理を行うことができると認められる者を総合的に判断して選定します。

<選定基準>

- 住民の平等利用が確保されること
- 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られること
- 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的、人的能力を有していること 等

4 議会の議決

- 指定管理者の指定に当たっては、①指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、②指定管理者に指定する団体の名称及び住所、③指定の期間について議会の議決を経ます。

5 協定の締結

- 道は、指定管理者と「委託費及び利用料金の取扱い」、「個人情報の取扱い」、「第三者への業務委託の範囲」、「期間終了後の物品等の帰属の扱い」等管理業務の実施に当たり必要な事項について協定を締結します。

V 事業報告・調査等

- 指定管理者は、毎年度終了後に事業報告書を道に提出することとなります。
- 道は、指定管理者に対して報告の聴取、実地調査及び指示を行います。
- 道は、指定管理者が道の指示に従わないとき、或いは、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定の取り消し又は業務の停止を命ずることができます。

VI その他

- 道は、公の施設の効果的・効率的な管理運営を通じて施設の効用が最大限に発揮されるよう指定管理者制度の運用について、適宜見直しを行うこととしています。

指定管理者制度移行対象施設一覧(平成17年6月1日現在)

目次

NO. 1～8……………7ページ
 NO. 9～16……………8ページ
 NO. 17～24……………9ページ

NO. 25～32……………11ページ
 NO. 33～39……………12ページ

【 】 知事部局所管施設(管理委託施設)

施設名称	
(総務部)	
1	北海道立道民活動センター
2	北海道立北方四島交流センター(ニ・ホ・ロ)
(環境生活部)	
3	北海道立アイヌ総合センター
4	北海道立オホーツク流氷科学センター
5	北海道開拓の村
6	北海道立市民活動促進センター
7	北海道立消費生活センター
8	北海道立女性プラザ
(経済部)	
9	北海道立工業技術センター
10	北海道立職業能力開発支援センター
11	北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター
12	北海道立十勝圏地域食品加工技術センター
(農政部)	
13	北海道立産業共進会場
(水産林務部)	
14	北海道立道民の森
15	北海道立羊蹄青少年の森
16	北海道立旭川21世紀の森
17	北海道立津別21世紀の森
18	北海道立トムテ文化の森
(建設部)	
19	北海道子どもの国
20	北海道立真駒内公園
21	北海道立野幌総合運動公園
22	北海道立オホーツク公園
23	北海道立ゆめの森公園
24	北海道立宗谷ふれあい公園
25	北海道立道南四季の杜公園
26	北海道立十勝エコロジーパーク
27	北海道立噴火湾パノラマパーク
28	北海道立サンピラーパーク(仮称)
29	石狩川流域下水道
30	函館湾流域下水道
31	十勝川流域下水道
32	北海道営住宅

【 】 教育庁所管施設(管理委託施設)

施設名称	
(生涯学習部)	
33	北海道立砂川少年自然の家
34	北海道立北方民族博物館
35	北海道立文学館
36	北海道立釧路芸術館
37	北海道立埋蔵文化財センター
38	北海道立総合体育センター(きたえーる)
39	北海道立北見体育センター

【 】 知事部局所管施設(管理委託施設)

総務部 (管財課)	1. 北海道立道民活動センター(かでの2・7) (札幌市中央区北2条西7丁目1番地)
	目的 道民自らの創意や活力が生かされる地域づくりに必要な社会福祉活動、社会教育活動、女性活動、アイヌ文化活動等の組織的な活動の促進及び道民が行う学習、研修、交流等の機会の充実を図る。
	事業概要 施設設備を一般の利用に貸し出すこと 社会福祉活動、生涯学習活動、女性活動、アイヌ文化活動等の組織的な活動に必要な支援を行うこと その他設置の目的を達成するために必要な事業
	規模構造 構造 地下1階 地上10階 塔屋1階 鉄骨鉄筋コンクリート造 規模 敷地面積 3,906.75㎡ 建築面積 2809.86㎡ 延床面積 21,138.37㎡ 道民活動センター使用面積 14,851.11㎡ 構成 多目的ホール(521席)、展示ホール、会議室・研修室(25室)、駐車場(88台) 使用料 有/利用料金制(H16.4~)
参考	[根拠条例] 北海道立道民活動センター条例 [受託団体] (財)道民活動振興センター

総務部 (北方領土対策本部)	2. 北海道立北方四島交流センター(ニ・ホ・ロ) (根室市穂香110-9)
	目的 北方領土返還運動の情報発信、人材育成、交流の拠点として設置。
	事業概要 北方領土問題及び北方四島交流に関する資料の収集・保管・展示及び調査 北方領土問題及び北方四島交流に関する講演会等の主催 北方領土問題及び北方四島交流に関する事業の援助 その他設置の目的を達成するために必要な事業
	規模構造 構造 RC地上2階 規模 敷地面積 4,999.72㎡(根室市市有地)、施設面積 2666.83㎡ 構成 展示室、ロシア文化ルーム、日本文化ルーム、調理実習室、交流ホール、展望室、北方資料館展示室、対話ルーム、視聴覚室ほか 使用料 有/利用料金制導入予定(H18.4~)
参考	[根拠条例] 北海道立北方四島交流センター条例 [受託団体] 根室市

環境生活部 (総務課)	3. 北海道立アイヌ総合センター (札幌市中央区北2条西7丁目かでの2・7ビル 7階)
	目的 アイヌ民族の歴史認識を深めるとともに、文化の伝承、保存の促進を図る。
	事業概要 アイヌ民族の歴史・文化に関する資料の収集・保管・展示 上記資料の調査研究 講演会等の主催及び開催援助 ア)資料展示室(隣接地域の歴史や文化との関連性、文化の変遷等を紹介) イ)図書情報資料室(文献、国会議事録、新聞資料や各種資料等の閲覧) ウ)保存実習室(古式舞踊や刺繍など有形無形のアイヌ文化の体験学習スペース)
	規模構造 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 かでの2・7(7階部分) 規模 敷地面積(アイヌ総合センター使用部分) 574.11㎡ 構成 資料展示室、図書情報資料室、保存実習室 使用料 無料
参考	[根拠条例] 北海道立アイヌ総合センター条例 [受託団体] (社)北海道ウタリ協会

環境生活部 (文化振興課)	4. 北海道立オホーツク流水科学センター (北海道紋別市元紋別11番6)
	目的 流水及び海洋に関する科学的知識の普及を図るとともに、流水に象徴されるオホーツク圏の自然と生活文化に対する理解を深める。
	事業概要 流水及び海洋並びに生活文化に関する資料の収集・保管・展示 上記資料の調査研究 流水及び海洋並びに生活文化に関する講演会等の主催及び開催援助 その他設置の目的を達成するために必要な事業
	規模構造 構造 鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階 規模 延床面積2,700.5㎡ 敷地面積13,822.63㎡(紋別市有地を借受) 構成 展示室(流水観測室、氷海と砕氷船コーナー、マジカルシアター等)、厳寒体験室、全天周映像ホール 使用料 有/利用料金制(H16.4~)
参考	[根拠条例] 北海道立オホーツク流水科学センター条例 [受託団体] (財)オホーツク生活文化振興財団

環境生活部 (文化振興課)	5. 北海道開拓の村 (札幌市厚別区厚別町小野幌50番地-1)
	目的 北海道の開拓の歴史を示す建造物等の保存及び活用を図り、開拓過程における生活文化に対する認識を深め、道民の文化的向上に資する。
	事業概要 北海道の開拓の歴史を示す建造物等の保管・展示 北海道の開拓過程における生活様式、年中行事等に係る催しの開催 開拓の村の展示物に関する案内書、解説書等の作成・配布 その他設置の目的を達成するために必要な事業
	規模構造 規模 敷地面積 54ha 構成 展示建造物:43棟(うち復元35棟、再現8棟) 修景再現施設:旧山本消防組番屋、炭焼小屋、馬車鉄道など その他:体験学習棟、食堂(200席)、軽飲食堂(15席)、屋外トイレ、休憩所等 使用料 有/利用料金制(H16.4~)
参考	[根拠条例] 北海道立開拓の村条例 [受託団体] (財)北海道開拓の村

環境生活部 (生活振興課)	6. 北海道立市民活動促進センター (札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟1F)
	目的 NPOなど道内の市民活動を支援するセンターとして13年6月オープン。
	事業概要 情報提供(ホームページ、情報誌作成) 相談事業(相談窓口開設、インターネット公開質疑) 講座の開設(入門・スキルアップ、アドバイザー・養成講座)計28回(約1,550名) NPO法人育成支援(フォーラム開催、NPOスタッフ養成講座)
	規模構造 構造 鉄筋コンクリート造 地上6階地下1階 規模 268.77㎡(地上1階部分) 構成 情報提供コーナー、資料展示コーナー、相談コーナー、交流推進コーナー、作業コーナー 使用料 無料
参考	[根拠条例] 北海道市民活動促進条例 [受託団体] (財)北海道地域活動振興協会

環境生活部 (生活振興課)	7. 北海道立消費生活センター (札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟2F)
	目的 道民の自主的かつ合理的な消費行動を促すため平成12年4月に設置。
	事業概要 消費生活相談業務 商品テスト業務 消費者啓発・教育業務
	規模構造 規模・構造・構成 消費生活センター(消費生活相談業務、消費者啓発・教育業務) 鉄筋コンクリート 728.60㎡ 消費生活センター商品テスト部(商品テスト業務) 鉄筋コンクリート 391㎡(北4条西7丁目緑苑木下ビル1階) 使用料 無料
参考	[根拠条例] 北海道消費生活条例(第4章 第33条~) [受託団体] (社)北海道消費者協会

環境生活部 (男女平等参画推進室)	8. 北海道立女性プラザ (札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでの2・7 6階)
	目的 北海道における女性の自立と社会参加を促進するため。
	事業概要 情報ステーション事業(図書資料・映像・女性関連情報の提供、機関誌発行及び情報制作等の支援) 学習事業(地域における学習機会の提供、自主的な学習活動支援) ネットワーク形成事業(ワークショップの開催、女性団体相互の情報交換) 調査研究事業
	規模構造 構造 鉄筋鉄骨コンクリート造 かでの2・7(6階部分) 規模 女性プラザ使用面積 1,004.62㎡ 構成 交流フロア、情報提供フロア、情報制作室等、学習室、創作室、和室 使用料 無料
参考	[根拠条例] 北海道立女性プラザ条例 [受託団体] (財)北海道女性協会

経済部 (商工振興課)	9. 北海道立工業技術センター (函館市桔梗町379番地)	
	目的	北海道における工業技術の高度化を促進し、北海道の経済の発展を図る。
	事業概要	高度技術開発・応用研究 [H15年度:10課題] 施設の開放 [H15年度:134件] (会議室、研修室、試験研究機器) 試験・分析 [H15年度:711件] 工業技術センター関連事業 (技術相談、研修、技術情報提供、広報等、青函インターブロック技術交流 などの事業)
	規模構造	構造 鉄筋コンクリート造一部2階建 (試験棟、第二試験棟:鉄骨造) 規模 敷地面積 14,000.11㎡ 延床面積 5,102.64㎡ 構成 会議室、研修室、図書資料室、展示室、各試験室、試験研究機器など 使用料 有
参考	[根拠条例] 北海道立工業技術センター条例 [受託団体] (財)函館地域産業振興財団	

農政部 (農政課)	13. 北海道立産業共進会場 (札幌市豊平区月寒東3条11丁目)	
	目的	北海道における産業の振興及び生活文化の向上を図るため、北海道立産業共進会場を設置する。
	事業概要	酪農畜産をはじめとする商工業の展示場 スポーツ施設
	規模構造	規模・構造・構成 円型、鉄筋コンクリート造、鉄骨ドーム、2階建 <中央ホール構造>床面積/2,532㎡ 天井の高さ/最高17.35m 形状/縦最長 (東西) 65m 横最長 (南北) 54m 床材/タタコ舗装材 床荷重 (強度10t/㎡) <収容人員>固定/3,324席 仮設/最大約2,500席 <駐車場 ~ >収容台数合計 約2,000台 使用料 有/利用料金制 (H16.4 ~)
参考	[根拠条例] 北海道立産業共進会場条例 [受託団体] (財)北海道体育文化協会	

経済部 (人材育成課)	10. 北海道立職業能力開発支援センター (札幌市白石区東札幌5条1丁目)	
	目的	本道における労働者の職業に必要な能力開発及び向上を促進し、もって職業安定と労働者の地位向上を図るための職業能力開発の拠点施設。
	事業概要	職業能力の開発及び向上の促進に関する技術的事項について相談、助言及び指導を行う 施設設備を利用に供する 職業能力の開発及び向上の促進に関する情報及び資料を提供する その他設置の目的を達成するために必要な事業
	規模構造	構造 鉄筋コンクリート4階建て 規模 施設面積 5,113.46㎡ (札幌市と区分所有、道の専有1,099.68㎡、共有1,312.08㎡) 敷地は札幌市から無償貸与 構成 1階~事務室、実習室、書庫等、2階~研修室3室 使用料 有/利用料金制導入予定 (H18.4 ~)
参考	[根拠条例] 北海道立職業能力開発支援センター条例 [受託団体] 北海道職業能力開発協会	

水産林務部 (森林活用課)	14. 北海道立道民の森 (石狩郡当別町字青山奥、樺戸郡月形町北郷)	
	目的	多くの道民が森林における学習、レクリエーション、教育、文化などの活動を通じ自然や森林とふれあい、自然とともに生きる心を培う。
	事業概要	森林のふれあいの機会の提供:自然観察会、親子体験キャンプなどの開催 青少年の学習機会の確保と支援:森林環境プログラムの提供 (学校利用等) 道民の自発的な森づくり活動の支援:植樹の指導、用具の貸出など
	規模構造	構造 施設構造 木造2階建てほか 規模 敷地面積11,568ha 延床面積:5,990㎡ 構成 屋内施設:展示室、研修室、体育館、宿泊室、加工室ほか 野外施設:キャンプ場、登山道、サイクリングロード、野外ステージほか 有料施設:キャンプ場、オートキャンプ場、バンガロー、シャワー室、木工芸館ほか 使用料 有/利用料金制 (H16.4 ~)
参考	[根拠条例] 北海道立道民の森条例 [受託団体] (財)北海道森林整備公社	

経済部 (産業支援課)	11. 北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター (北見市大正353番地19)	
	目的	地域における食品加工技術の高度化を促進し、北海道の食品工業の発展に寄与するため。
	事業概要	試験分析事業:圏域の企業等からの依頼による加工原料・製品等の試験分析 試験研究事業:圏域農水産物を原料とする加工食品開発等に関する試験研究 技術指導事業:移動食品加工技術センターの開催、企業等に対する技術指導 その他事業:技術研究会や実技講習会等の開催、研修生の受け入れなど
	規模構造	構造 鉄筋コンクリート造平屋建 規模 敷地面積 7,469㎡ 施設面積 1,010㎡ 構成 図書・資料室、相談室、加工機器室、化学試験室、機器分析室、研修室等 使用料 有/利用料金制導入予定 (H18.4 ~)
参考	[根拠条例] 北海道立地域食品加工技術センター条例 [受託団体] (財)オホーツク地域振興機構	

水産林務部 (森林活用課)	15. 北海道立羊蹄青少年の森 (虻田郡真狩村字社)	
	目的	青少年に森林の機能についての理解を深めさせる。
	事業概要	昭和55年度に供用開始。毎年5月から11月まで開園 森林学習展示館、野外実習展示園、自然観察歩道などの施設の供用
	規模構造	規模・構造・構成 敷地面積 9.41ha 屋内施設:森林学習展示館 (木骨モルタル造平屋建) 屋外施設:野外実習展示園、実習用苗畑、集合訓練広場、自然観察歩道、道木の森、生産の森、野鳥の森、郷土の森 使用料 無料
参考	[根拠条例] 北海道立青少年の森条例 [受託団体] 真狩村	

経済部 (産業支援課)	12. 北海道立十勝圏地域食品加工技術センター (帯広市西22条北2丁目23番地1)	
	目的	地域における食品加工技術の高度化を促進し、北海道の食品工業の発展に寄与するため。
	事業概要	試験分析事業:圏域の企業等からの依頼による加工原料・製品等の試験・分析 試験研究事業:圏域の農水産物を原料とする加工食品の開発等に関する試験研究 技術指導事業:移動食品加工技術センターの開催や企業等の依頼に応じた技術指導 その他事業:技術研究会や実技講習会等の開催、研修生の受け入れなどを実施
	規模構造	規模構造 鉄筋コンクリート造 平屋建 1,010㎡ 敷地面積 5,100㎡ 構成 資料室、相談室、加工試験室、化学実験室、機器分析室、研修室等 使用料 有/利用料金制導入予定 (H18.4 ~)
参考	[根拠条例] 北海道立地域食品加工技術センター条例 [受託団体] (財)十勝圏振興機構	

水産林務部 (森林活用課)	16. 北海道立旭川21世紀の森 (旭川市東旭川町瑞穂741番地)	
	目的	青少年に森林及び林業の役割を理解させるとともに、将来における人と森林の好ましい結びつきについて啓発する。
	事業概要	昭和60年度に供用開始。毎年5月から11月まで開園 森林学習展示館や野外実習展示園、自然観察歩道などの施設の供用
	規模構造	規模・構造・構成 敷地面積 33.03ha 屋内施設:森林学習展示館 (木造2階建) 屋外施設:野外実習展示園、実習用苗畑、野鳥観察舎、自然観察歩道 生産の森、野鳥の森、郷土の森、世界の森、スポーツの森 使用料 無料
参考	[根拠条例] 北海道立21世紀の森条例 [受託団体] 旭川市	

水産林務部 (森林活用課)	17. 北海道立津別21世紀の森 (網走郡津別町字共和)
	目的 青少年に森林及び林業の役割を理解させるとともに、将来における人と森林の好ましい結び付きについて啓発する。
	事業概要 昭和62年度に供用開始、毎年5月から11月まで開園 森林学習展示館や野外実習展示園、自然観察歩道などの施設の供用
	規模構造 規模・構造・構成 敷地面積 22.92ha 屋内施設: 森林学習展示館(鉄骨造平屋建) 屋外施設: 野外実習展示園、美音用田畑、野鳥観察舎、自然観察歩道、道木の森、野鳥の森、郷土の森、冒険の森(フィールドアスレチック他)、スポーツ広場 使用料 無料
参考 [根拠条例] 北海道立21世紀の森条例 [受託団体] 津別町	

水産林務部 (森林活用課)	18. 北海道立トムテ文化の森 (名寄市字日進)
	目的 青少年に森林の重要性を認識させるとともに、人と森林が共生する豊かな地域社会の形成を図ることにより、森林文化の育成に資する。
	事業概要 平成10年度に供用開始、毎年5月から11月まで開園 もりの学び舎やキャンプ施設、森林学習歩道などの施設の供用
	規模構造 規模・構造・構成 敷地面積 13.52ha 屋内施設: もりの学び舎(木造平屋建)、 屋外施設: 薬草生産施設、炭焼き施設(移動式)、林間学習広場、 キャンプ施設(14床、炊飯施設)、森林学習歩道 使用料 無料
参考 [根拠条例] 北海道立トムテ文化の森条例 [受託団体] 名寄市	

建設部 (公園下水道課)	19. 北海道子ども国 (砂川市北光401番地の1)
	目的 広域レクリエーション施設。昭和49年に自然と親しみながら児童の夢と希望を育む場として建設が進められた。
	事業概要 屋外施設 ふしぎの森、アスレチックコース、キャンプ場など 屋内施設 レストハウス、公園管理事務所 少年自然の家(教育庁所管・研修宿泊施設、2,945㎡、200人収容)併設 ハイウェイオアシス館(ハイウェイオアシス管理(株)・物産館、レストラン、工芸店、ふるさと活性化プラザ、2階建 6,144㎡、鉄筋コンクリート造)併設
	規模構造 規模・構造・構成 総面積232.5ha ふしぎの森:(高さ26m、底辺36m、6階建、鉄筋コンクリート、屋内遊戯施設)ほか、世界の七不思議全7施設 使用料 有/利用料金制(H16.4~)
参考 [根拠条例] 北海道立都市公園条例 [受託団体] (財)北海道子ども国協会	

建設部 (公園下水道課)	20. 北海道立真駒内公園 (札幌市南区真駒内公園1番2号)
	目的 広域レクリエーション施設。昭和42年、道民の憩いの場として建設開始。昭和47年、札幌オリンピック冬季大会主競技場として屋内・屋外両競技場を設置。
	事業概要 屋内競技場(アイスアリーナ): 冬期~各種スケート大会、スケート場(個人利用)、夏期~各種スポーツ大会、コンサート等の催事、バドミントン等の個人利用など 屋外競技場(オープンスタジアム): 冬期~各種スケート大会、スケート場(個人利用)、夏期~各種スポーツ大会、テニス、フットサル、サーキット等の個人利用など 緑地帯(460,000㎡): バドウォッチング、軽スポーツ、ハイキングジョギング、歩くスキーなど
	規模構造 規模・構造・構成 総面積84.7ha 屋内競技場: 鉄筋・鉄骨コンクリート造(地上3階/地下1階)円形スタジアム(収容11,500人) 屋外競技場(オープンスタジアム): 鉄筋コンクリート造、地上2階(収容50,000人) 札幌市豊平川さけ科学館: 鉄骨造平屋建(一部地階) 札幌市の施設 使用料 有/利用料金制(H16.4~)
参考 [根拠条例] 北海道立都市公園条例 [受託団体] (財)北海道体育文化協会	

建設部 (公園下水道課)	21. 北海道立野幌総合運動公園 (江別市西野幌481番地)
	目的 広域レクリエーション施設。「はまなす国体」(平成元年開催)の主会場として建設が進められ、各種スポーツ大会の拠点として位置付けられている。
	事業概要 各種スポーツ大会、競技会、練習会、研修会などの利用及び個人利用(体育館、プール、テニスコート、陸上競技場) 屋内施設 総合体育館、プール 屋外施設 野球場、陸上競技場、テニスコート、人工芝サッカー場ほか
	規模構造 規模・構造・構成 総面積64.1ha ア) 総合体育館: 50mプール、飛び込みプール、体育館2面 イ) 野球場: 硬式/両翼98m、セクター122m(合宿併設) 軟式/両翼94m、セクター120m ウ) 陸上競技場: 第三種公認陸上競技場、全天候型トラック、1周400m 使用料 有/利用料金制(H16.4~)
参考 [根拠条例] 北海道立都市公園条例 [受託団体] (財)北海道体育文化協会	

建設部 (公園下水道課)	22. 北海道立オホーツク公園 (網走市字潮見313番地1)
	目的 広域レクリエーション施設。道東圏域で、地域に根ざした公園として平成2年から整備が進められた。オートキャンプ場をメインとした観光滞在型公園。
	事業概要 屋外施設 オートキャンプ場、パークゴルフ場、遊戯広場 屋内施設 センターハウス 北方民族博物館(教育庁所管・北方文化を伝承する資料館、2階建 2,700㎡)併設
	規模構造 規模・構造・構成 総面積 107.5ha センターハウス: 鉄筋コンクリート平屋建、1,817㎡、展示ロビー、研修室ほか オートキャンプ場: 個別サイト28サイト、フリーサイト22サイト、ロッジ17棟ほか パークゴルフ場: 36ホール 森の遊戯広場: レールスライダーほか大型遊具 使用料 有/利用料金制(H16.4~)
参考 [根拠条例] 北海道立都市公園条例 [受託団体] (財)北方文化振興協会	

建設部 (公園下水道課)	23. 北海道立ゆめの森公園 (標津郡中標津町字中標津1839)
	目的 広域レクリエーション施設。道東、根室圏の厳しい冬にも快適なレクリエーション空間を求める地域住民の声を基に、平成7年から整備が進められた。
	事業概要 屋内施設ゾーン(多目的ホールほか)、パークゴルフ場、翼とふれあいのゾーン(コスモス畑ほか)、交流の広場ゾーン(屋外遊戯施設、ディキャンプ場ほか) 屋内施設: 多目的ホール、全天候型遊戯施設、研修室 屋外施設: パークゴルフ場、花畑、遊歩道、遊戯施設
	規模構造 規模・構造・構成 総面積 54.2ha 屋内施設ゾーン: 多目的ホールRC2階建、1,850㎡(全天候型遊戯施設)、研修室150㎡ パークゴルフ場: 45ホール、約5ha その他屋外施設: 遊歩道、花畑など(9.6ha)、屋外遊戯施設、ディキャンプ場ほか 使用料 有/利用料金制導入(H17.4~)
参考 [根拠条例] 北海道立都市公園条例 [受託団体] (株)中標津都市施設管理センター	

建設部 (公園下水道課)	24. 北海道立宗谷ふれあい公園 (稚内市大字声間村字声間)
	目的 広域レクリエーション施設。日本最北端に位置し、平成5年度から整備が進められた。豊かな自然と特異な自然現象が体験できる宿泊滞在型公園。
	事業概要 キャンプゾーン、スポーツゾーン、谷間の冒険広場ゾーン、展望ゾーン、エントランス、交流ゾーンに分かれ、それぞれのテーマに合わせた施設が利用できる 屋内施設: ビジターセンター(屋内遊技場、インドアガーデンなど) 通年 屋外施設: オートキャンプ場、スキー場、パークゴルフ場 展望施設: 展望台
	規模構造 規模・構造・構成 総面積 65.3ha ビジターセンター: 多目的ホールRC1階建、3,000㎡、研修室、バベキュウコーナーほか オートキャンプ場: 個別サイト28、フリーサイト24、コテージ11棟、スキー場: 全長160m、幅30m パークゴルフ場: 18ホール 展望台: RC2階 使用料 有/利用料金制(H16.4~)
参考 [根拠条例] 北海道立都市公園条例 [受託団体] (株)稚内振興公社	

建設部 (公園下水道課)	25. 北海道立道南四季の杜公園 (函館市亀田町中野町内)	
	目的	広域レクリエーション施設。「現代の里山の復活」をキーワードに平成10年度から整備。四季を通じ自然とふれあえる野外レクリエーション空間。
	事業概要	花の丘(センターハウス、ヒースガーデン、大型遊具、バーベキューコーナー)、小川の里(センターハウス、水田)、里の森(遊歩道、広場) 屋内施設:丘の家(展望ホール、多目的集会室、会議室等) 屋外施設:ヒースガーデン、大型遊具、バーベキューコーナーほか
	規模構造	規模・構造・構成 総面積 65.1ha(うち供用開始済 26.6ha) 花の丘ゾーン:丘の家/展望ラウンジ等903㎡、ヒースガーデン:4,529㎡ 里の森ゾーン:小川の里ゾーン:第二期(平成17年春)オープン予定 使用料 無料
参考	【根拠条例】北海道立都市公園条例 【受託団体】(財)函館市住宅都市施設公社	

建設部 (公園下水道課)	29. 石狩川流域下水道奈井江浄化センター (空知郡奈井江町字奈志内10番地)	
	目的	本道における都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域における水質の保全に資するため。
	事業概要	中空知地区の6市4町の関連公共下水道から排出される汚水を処理する終末処理施設 6市4町(受託団体):芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、美瑛市、奈井江町、新十津川町、浦臼町、上砂川町
	規模構造	敷地面積:47.0ha 処理能力:65,600m ³ /日 処理方法:標準活性汚泥法 処理施設:水処理施設(沈殿池、エアレーションタンク)、汚泥処理施設(濃縮槽、消化槽、脱水機、コンポスト施設)
参考	【根拠条例】北海道流域下水道条例 【受託団体】上記の6市4町	

建設部 (公園下水道課)	26. 北海道立十勝エコロジーパーク (河東郡音更町十勝川温泉地内)	
	目的	広域レクリエーション施設。「環境育成型公園」をめざし、環境に対する認識を深めていく公園として平成10年度から整備が進められた。
	事業概要	水と霧の広場など、自然と一体になって遊ぶ場を提供。 自然観察会などの催しの定期的な開催、ビジターセンター内での自然環境情報の提供など。 屋内施設:ビジターセンター、土のフォーリーほか 屋外施設:各種広場、オートキャンプ場ほか
	規模構造	規模・構造・構成 敷地面積 141.0ha(うち供用開始済 55.9ha) 屋内施設:ビジターセンター(インドアガーデン兼)RC1,291㎡、土のフォーリー(自主研修施設) RC 185㎡ 屋外施設:各種広場 83,000㎡、オートキャンプ場(個別サイト30、フリーサイト70)、環境遊具(フアードム1基 876㎡ほか) 使用料 有/利用料金制導入(H17.4~)
参考	【根拠条例】北海道立都市公園条例 【受託団体】(財)十勝エコロジーパーク財団	

建設部 (公園下水道課)	30. 函館湾流域下水道函館湾浄化センター (函館市昭和町42番地)	
	目的	本道における都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域における水質の保全に資するため。
	事業概要	函館圏の1市3町の関連公共下水道から排出される汚水を処理する終末処理施設。 1市3町(受託団体):函館市、上磯町、大野町、七飯町
	規模構造	敷地面積:14.3ha 処理能力:87,500m ³ /日 処理方法:標準活性汚泥法 処理施設:水処理施設(沈殿池、エアレーションタンク)、汚泥処理施設(濃縮槽、消化槽、脱水機、乾燥機)
参考	【根拠条例】北海道流域下水道条例 【受託団体】上記の1市3町	

建設部 (公園下水道課)	27. (新設)北海道立噴火湾バラマパーク (山越郡八雲町浜松368番地1)	
	目的	広域レクリエーション施設。一部ゾーンの施設整備と管理・運営に民間を活用するPFI方式を導入することとし、平成15年から整備が進められている。
	事業概要	センターゾーン(ビジターセンター、駐車場) 宿泊ゾーン(オートキャンプ場) レクリエーション・体験ゾーン(遊具広場等) その他 八雲町営公園パークゴルフ場が隣接する。 平成18年度から一部供用開始予定
	規模構造	規模・構造・構成 敷地面積55.6ha ビジターセンター2,012㎡(物販、多目的体育館、体験学習室、事務室) オートキャンプ場8.2ha(個別サイト46サイト、ロッジ12棟、センターハウス) ビジターセンター内の物販スペース及びオートキャンプ場はPFI事業者管理 使用料 オートキャンプ場は有料(予定)
参考	【根拠条例】北海道立都市公園条例 【受託団体】-(予定:PFI事業者/指定管理者)	

建設部 (公園下水道課)	31. 十勝川流域下水道十勝川浄化センター (帯広市西18条北3丁目13番地)	
	目的	本道における都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域における水質の保全に資するため。
	事業概要	帯広圏の1市3町の関連公共下水道から排出される汚水を処理する終末処理施設。 1市3町(受託団体):帯広市、音更町、幕別町、芽室町
	規模構造	敷地面積:10.3ha 処理能力:111,320m ³ /日 処理方法:標準活性汚泥法 処理施設:水処理施設(沈殿池、エアレーションタンク)、汚泥処理施設(濃縮槽、消化槽、脱水機、乾燥機)
参考	【根拠条例】北海道流域下水道条例 【受託団体】上記の1市3町	

建設部 (公園下水道課)	28. (新設)北海道立サンピラーパーク(仮称) (名寄市日進)	
	目的	広域レクリエーション施設。「北のふるさとを創る」をテーマに、森林、水、草原などの多様な環境要素をもつ、魅力的公園空間を目指し、平成13年度から整備中。
	事業概要	センターハウス 工芸館 その他 名寄市営オートキャンプ場が隣接する。 平成18年度から一部供用開始予定
	規模構造	規模・構造・構成 敷地面積 63.0ha センターハウス(カーリング場、屋内遊戯施設) ふるさと工芸館 使用料 利用料金制導入予定(H18度~) カーリング場
参考	【根拠条例】北海道立都市公園条例 【受託団体】-	

建設部 (住宅課)	32. 北海道営住宅 (道内55市町)	
	目的	住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。
	事業概要	道内55市町、257団地、1,219棟、23,820戸 施設概要:住宅、集会所、児童遊園、受水槽等
	規模構造	規模構造 木造、耐火構造、準耐火構造等 平屋建~14階建
参考	【根拠条例】北海道営住宅条例 【受託団体】(財)北海道住宅管理公社、(財)函館市住宅都市施設公社、(社)北海道社会福祉事業団、千歳市ほか35市町	

【 1 】 教育庁所管施設(管理委託施設)

生涯学習部 (生涯学習課)	33. 北海道立砂川少年自然の家 (砂川市北光496番地)	
	目的	自然環境の中で行う集団宿泊訓練、野外活動、自然観察その他の活動を通じて、少年の健全な育成を図ることを目的とした青少年教育施設。
	事業概要	主催事業(ファミリー自然クラブなどの開催) 受入れ事業(集団宿泊研修の受入れ) 学習機会の提供(自然体験活動などの各種プログラムの実施) 指導者養成(青少年自然体験活動指導者の養成) 25. 北海道子どもの国内の原生林に位置する
	規模構造	構造 補強コンクリートブロック造 一部2階建 規模 敷地面積 10,360㎡、建物面積2,945㎡ 構成 管理棟、宿泊棟、研修棟、体育館、広場 使用料 有/利用料金制(H16.4~)
	参考	[根拠条例] 北海道立少年自然の家条例 [受託団体] (財)北海道子どもの国協会

生涯学習部 (文化課)	37. 北海道立埋蔵文化財センター (江別市西野幌685番地1)	
	目的	埋蔵文化財の保護、保存・活用を図るため、調査研究を行うとともに、出土文化財等の収蔵保管、公開展示並びに文化財保護思想の普及啓発を図る。
	事業概要	調査研究事業(重要遺跡発掘調査、遺構・遺物の科学的調査) 収蔵保管事業(出土文化財、埋蔵文化財資料等の収集保管) 普及啓発事業(出土品の展示公開、発掘調査報告会、考古学講座など)
	規模構造	構造 鉄筋コンクリート造・2階建 規模 敷地面積 18,599㎡ 延床面積 3,500㎡ 構成 展示室、展示収蔵庫、図書室、一般収蔵庫、調査研究室 使用料 無料
	参考	[根拠条例] 北海道立埋蔵文化財センター条例 [受託団体] (財)北海道埋蔵文化財センター

生涯学習部 (生涯学習課)	34. 北海道立北方民族博物館 (網走市字潮見309番地1号)	
	目的	世界の北方地域の諸民族の文化に関する資料を収集・保管・展示し、教育的配慮の下に一般公衆の利用に供するための事業及び調査研究を行う。
	事業概要	北方地域の諸民族の文化に関する資料の展示事業(常設・特別展示) 資料収集事業 調査研究事業 普及活動事業 26. 北海道立オホーツク公園内に設置
	規模構造	構造 鉄筋コンクリート造 一部2階建 規模 敷地面積 4,892㎡、建物面積3,292.06㎡ 構成 エントランスホール、展示室、情報普及室、講堂、野外ステージ 使用料 有/利用料金制(H16.4~)
	参考	[根拠条例] 北海道立博物館条例 [受託団体] (財)北方文化振興協会

生涯学習部 (スポーツ健康教育課)	38. 北海道立総合体育センター(きたえる) (札幌市豊平区豊平5条11丁目1番1号)	
	目的	北海道における体育、スポーツ等の振興を図り、もって道民生活の向上に寄与することを目的とした体育・スポーツ施設。
	事業概要	国際競技大会や全国規模の競技大会及び文化・教養的なイベント開催 競技者、スポーツ指導者の養成・研修のため施設・設備や機能などを提供 競技選手やスポーツ愛好者の健康体力測定の実施 施設の一般開放や各種情報提供などによる道民のスポーツ活動の支援
	規模構造	構造 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート)地下1階地上 規模 敷地面積40,000㎡ 建築面積18,919㎡ 延床面積30,000㎡ 構成 メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニング・測定室、武道場、弓道場、講堂、研修室等 使用料 有/利用料金制(H16.4~)
	参考	[根拠条例] 北海道立体育センター条例 [受託団体] (財)北海道体育協会

生涯学習部 (文化課)	35. 北海道立文学館 (札幌市中央区中島公園1番4号)	
	目的	文学に関する資料及び文学者の遺品等を収集・保管・展示し、教育的配慮の下に一般公衆の利用に供するための事業及び調査研究を行う博物館。
	事業概要	展覧会事業(常設展示「北海道文学の流れ」及び特別・企画展示) 教育普及事業(文芸講演会、文芸セミナー、ファミリー文学館) 文学資料の収集・整理・保存事業 調査・研究事業 保存文学資料数(道保有資料約 9,600点、財団保有資料約 220,000点)
	規模構造	構造 鉄筋コンクリート造、地下1階・地上2階建 規模 敷地面積 4,450㎡ 延床面積 2,780㎡ 構成 常設展示室、特別展示室、講堂、閲覧室、収蔵庫、特別収蔵庫 使用料 有/利用料金制(H16.4~)
	参考	[根拠条例] 北海道立博物館条例 [受託団体] (財)北海道文学館

生涯学習部 (スポーツ健康教育課)	39. 北海道立北見体育センター (北見市東陵町27番地(東陵運動公園))	
	目的	北海道における体育、スポーツ等の振興を図り、もって道民生活の向上に寄与することを目的とした体育・スポーツ施設。
	事業概要	冬季・野外スポーツを含む競技大会等、文化・教養的なイベントの開催 競技者、スポーツ指導者の養成・研修のため施設・設備や機能などを提供 施設の一般開放や各種情報提供などによる道民のスポーツ活動の支援
	規模構造	北見市立体育センター(体育館)に隣接 構造 鉄筋コンクリート造 2階建 規模 敷地面積9,884.58㎡ 建物面積1F/33,54.98㎡ 2F/1,148.60㎡ 構成 競技場(アリーナ)、講堂、研修室、図書資料室、健康相談室、トレーニング室等 使用料 有/利用料金制(H16.4~)
	参考	[根拠条例] 北海道立体育センター条例 [受託団体] (財)北見市体育協会

生涯学習部 (文化課)	36. 北海道立釧路芸術館 (釧路市幸町4丁目1番5号)	
	目的	美術等の芸術に関する作品その他の資料を収集・保管・展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供するための事業及び調査研究を行う博物館。
	事業概要	展覧会事業(所蔵品展及び特別展示) 教育普及事業(ジュニア・アートスクール等) 芸術事業(ミュージアム・コンサート等) 調査・研究事業
	規模構造	構造 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、地上2階建 規模 敷地面積 5,000㎡ 延床面積 2,500㎡ 構成 展示室、講堂、多機能室、収蔵庫 使用料 有/利用料金制(H16.4~)
	参考	[根拠条例] 北海道立博物館条例 [受託団体] (財)釧路市民文化振興財団

指定管理者制度の導入基準スケジュール

